

## 仕様書

本仕様書は「咀嚼啓発事業業務委託」の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

また、企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、発注者との協議のうえ、契約用の仕様書を定めることとする。

### 1 委託事業名

咀嚼啓発事業業務委託

### 2 履行場所

福岡市保健医療局健康医療部口腔保健支援センター等

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4 事業目的

「福岡市民が将来の要介護状態の発症を予防するには咀嚼機能の向上が重要」ということが示唆された調査結果※に基づき、広報啓発やイベントの開催等により市民の咀嚼に関する意識向上や行動変容を図るとともに、咀嚼機能を維持するための定期的な歯科健診受診を促すことを目的とする。

#### ※以下参照

- ・福岡市民の要介護状態予防因子解析 ～ 福岡市と九州大学の健康づくり施策に関するデータ分析連携 ～ (令和4年1月31日)  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/keikaku/shisei/documents/fukuokashiminnoyoukaigojoutaiyobouinnshikaiseki.pdf>
- ・令和3年度福岡市プラットフォームデータ分析報告書  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/keikaku/shisei/documents/R3\\_PF\\_bunsekihoukokusyo.pdf](https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/keikaku/shisei/documents/R3_PF_bunsekihoukokusyo.pdf)
- ・令和5年度福岡市プラットフォームデータ分析報告書  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/keikaku/shisei/documents/R5houkokusyo.pdf>

## 5 目標

### (1) 「噛むこと」に関する効果の認知度向上

指標	全国の現状値 (※)	福岡市民の目標値 (R8)
①脳の活性化	61.0%	76.0%
②歯や顎の健全な発達	47.2%	62.2%
③全身の筋力維持	30.7%	45.7%
④肥満防止	24.3%	39.3%
⑤集中力の向上	17.2%	32.2%
⑥ストレス低減	8.0%	23.0%

※ (出典) 全国「噛む力」調査 (R3・ロッセ)

### (2) 「噛むこと」の意識向上・行動変容の促進

指標	現状値 (R6)	目標値 (R13)
よく噛んで食べる市民の割合	58.0%	65.0%

### (3) 歯科健診受診の習慣化

指標	現状値 (R6)	目標値 (R13)
過去1年間に歯科検診を受けた者の割合の増加	63.5%	70.0%

## 6 委託内容

### (1) キャッチコピーの企画【納期 8月末日】

本事業の実施にあたり全般的に活用できるキャッチコピーを制作すること。キャッチコピーは後述する啓発ツールや特設サイト等、幅広い用途で使用されることを前提とし、簡潔で広く親しまれ、印象に残るものとする。

### (2) 啓発動画の制作【納期 10月下旬】

啓発動画をそれぞれ1本以上制作すること。

①小・中学生及びその保護者向け 5分程度 (学校等での教育を想定したもの)

参考動画：皆で牛乳を飲 moo～【ふくおかさん家のうまかもん】

[https://www.youtube.com/watch?v=4uk-\\_hico8Q](https://www.youtube.com/watch?v=4uk-_hico8Q)

②全世代向け 30秒程度 (SNS等での配信を想定したもの)

### (3) 特設WEBサイトの制作・運用【納期 (ホームページ公開) 10月下旬】

(2)の啓発動画や「噛むこと」の効果に関する知識等を掲載するための特設WEBサイトを制作し、令和8年3月末日まで運用すること。

※受注者は、発注者が令和9年3月末日まで特設WEBサイトを継続使用できるよう、令和8年度も保守管理業務委託契約を締結することをあらかじめ了承すること。

### (4) ガムを活用した啓発ツールの企画【納期 9月下旬 (デザイン完成)】

発注者が以下のとおり啓発用に用意するガムに関して、個包装ガムとセット組みできる啓発ツールを企画すること。啓発ツールには、特設サイトの二次元コードを掲載するとともに、ナッジ理論等を活用し、二次元コードの読み取りを誘引するデザインとすること。

なお、「よく噛むこと」についての効果を啓発するものとし、「ガムを噛むこと」の効果を期待させる虚偽誇大表示とならないよう留意すること。

啓発ツールの作成及び個包装ガムとのセット組みは発注者において別途実施する。

<発注者が用意するガム>

イメージ	仕様
	ガム 2 粒入り (ライムミント味) 縦 5.0cm×横 7.0cm

<セット組みの例>

- ①ガムと同サイズの啓発カードを印刷し、ガムの包装袋に貼り付けてセット組み
- ②名刺大の啓発カードを印刷し、ガムの包装袋とともに PP 袋で包装

(5) ガム配布先の提案・実施

「個包装ガム」又は「啓発ツールとセット組みした個包装ガム (以下「セット組ガム」) について、発注者が以下の施設等で配布予定 (発注者において別途実施) であることを踏まえ、その他、広報効果の高い配布先及び配布方法を企画・提案及び実施すること。なお、配布にかかる費用はすべて受注者の負担とする。

<発注者が別途配布を行う予定の場所>

配布先	配送物	配送時期
学校 (市内)	個包装ガム	11 月末頃
歯科医院 (市内)	個包装ガム	11 月末頃
各区役所関係課	セット組ガム	11 月末頃

(6) 販促物の作成 【納期 11 月中旬】

(1) のキャッチコピー等を使用した販促物を 1 種類以上企画・作成し、納品すること。販促物は、各区役所の窓口・市内歯科医院の受付・市内飲食店等に設置することを前提として企画すること。

作成数：各 900 個 (最大)

納品先：福岡市保健医療局健康医療部口腔保健支援センター 他 200 件 (最大)

※作成数や納品先の詳細は別途発注者から指示する。

※販促物の作成・納品にかかる費用は受注者の負担とする。

(7) 咀嚼に関する啓発イベントの企画・運営

本事業を PR するキックオフイベントを企画し、実施すること。イベントの実施にあたっては、後述する①～④の内容を実施するとともに、市民や広報メディアによる拡散、マスコミによる報道等につながり、啓発効果が波及するよう創意工夫を行うこと。

実施時期：令和7年11月の以下の日程のうち、いずれか1日以上。

1日(土)、2日(日)、3日(月・祝)、8日(土)

※上記の日程で実施が困難な場合、発注者と協議すること。

開催場所：来場者1万人規模を見込める場所を選定すること。

屋内または雨天時にもイベントを実施できるように対策を講じること。

参加費：無料（飲食・販売物については有料も可とするが、金銭管理等適切な対応をとること。）

#### ①セット組ガム配布

イベント来場者にセット組ガムを配布すること。配布方法については、市民に関心を持ってもらえるよう、創意工夫すること。あわせて、ポイ捨て防止等のマナーアップについても啓発すること。

#### ②ヨクカムフード（仮称）の提供

イベント会場やその周辺、又は関連する場所で、咀嚼数の多い食材等を使用した飲食メニューを提供すること。

#### ③ブース出展

咀嚼に関連するブース出展者を募集すること。また、発注者が指定する出展者用にブースを確保すること。

#### ④アンケート調査の実施

来場者に対し、イベント内容等の評価のためのアンケートを実施すること。

#### 《留意事項》

- ・受託者は、イベントの企画からチラシなどの広報媒体の作成、周知・広報、準備・運営、問い合わせ対応までイベントに係る一切の業務について対応すること。
- ・イベントの情報解禁、広報開始日は10月下旬の発注者が指定する日とすること。
- ・詳細は、提案時の内容を踏まえ、発注者と協議の上で決定すること。

#### (8) その他広報

メディア戦略・対応の支援を行うこと。

(例)本事業公表の際の広報

啓発動画のSNS等での配信

#### (9) 追加提案

上記に記載する事項以外に、効果的な取り組みなど、本事業の目的達成に有益と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提案すること。

### 6 実施体制等

委託業務を円滑に進め、確実に遂行することが可能な業務全体を統括できる体制を整備し、その内容を示すこと。また、業務全体を統括する業務遂行責任者をおくこと。

## 7 業務報告書及び成果品

本業務について、下記のとおり成果品を提出すること。

- (1) 作成した啓発ツールや広報用コンテンツの印刷物及び電子媒体（DVD）1部  
※電子媒体の提出方法については、市と協議の上、決定すること。
- (2) 委託業務報告書（紙媒体1部、電子データ1部）

## 8 著作権等について

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、制作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。また、受注者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 発注者は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受注者または受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (4) 受注者は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合に、受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) (4) の場合において、受注者以外の著作権者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。

## 9 その他特記事項

- (1) 業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと  
本業務の履行にあたっては、発注者と十分協議すること。また業務の実施にあたって、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。
- (2) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (3) 広報・啓発に関する印刷物については、福岡市の「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」に基づき制作すること。
- (4) WEBサイトの作成にあたっては、「福岡市が管理運営するホームページにかかるアクセシビリティ対応基準書」を踏まえ、ウェブアクセシビリティに十分に配慮したものとする